

理想へのあくなき挑戦！

ASANO KATSUHIKO

東京都議会議員

朝の駅頭キャンペーン 継続中！

あさの克彦

連絡先 TEL:03(5848)6918
FAX:03(5848)6919

info@asano-k.net



あさの克彦 ホームページ



平成27年 都議会第二回定例会 報告レポート

あさの克彦 一般質問

平成二十七年第二回定例会概要

平成二十七年第二回定例会は、六月九日から二十四日まで十六日間の会期で開催されました。

初日、舛添知事は所信表明で、二〇二〇年五輪の成功に向け準備をさらに加速させると述べるとともに、二〇四〇年代の東京の将来像を描く「東京のグランドデザイン(仮称)」をまとめ、安全・安心、超高齢社会への対応、機能的なまちづくりを柱とし、東京と日本の輝かしい二十一世紀を切り拓いていくとの決意を表明しました。

六月十六、十七日は、各会派代表・一般質問が行われ、六月十八日から二十二日までの間には、各常任委員会が付託議案の審査などが行われました。

最終日の六月二十四日には、知事提出議案二十八件が可決・承認されました。

また、議員提出議案では条例案一件が否決、一件が継続審査となりました。さらに、「外国人の権利が十分尊重されることを求める意見書」など意見書五件が可決され、閉会となりました。



あさの克彦は六月十七日、一般質問で登壇し左記の六項目について質問しました。

あさの克彦 一般質問 質問と答弁

- 情報公開の取り組み
 - ① 基本姿勢について
 - ② 審議会、協議会の公開について
 - ③ 傍聴の告知について
- 安全安心施策
 - ④ ボランティア補償について
- 福祉施策
 - ⑤ 外国人医師による診療について
 - ⑥ 障がいを持つ方々の自立支援について



本レポートでは質問内容と東京都の答弁をご報告いたします。また、質問および答弁の会議録、録画映像は東京都議会のホームページよりご覧いただけます。



情報公開に対する基本姿勢について

Q・これまで都は、情報公開条例に基づき積極的に情報公開に取り組んできました。

的に情報提供を行っていくことが重要であると考へ、情報提供の取り組みを推進すべきと訴えました。

一方で、時代の変化は想像以上に早く、個人がさまざまな形で発信できる手段も多数存在しており、都が持っている情報については、都民ができる限りたやすく触れられるように公開することが求められています。

A・都は、開示請求に対し適切に対応することに加え、情報提供の拡充を図ることにより、情報公開を総合的に推進していくことが情報公開条例で定められており、今後も都民のニーズに合わせ、情報公開制度の適切な運用に努めると答弁しました。

プロフィール

略歴

- 昭和49年9月 北海道札幌市生まれ
- 平成10年3月 北海道大学工学部卒
- 平成12年4月 大学院中退後、IT企業入社
- 平成13年7月 現埼玉県知事 上田きよし 秘書(後に事務所長)
- 平成21年7月 東京都議会議員 初当選
- 平成25年6月 東京都議会議員 2期目当選

前職

- ・都議会民主党 総務会副会長
- ・財政委員会 副委員長
- ・公営企業委員会 理事
- ・東京都青少年健全育成審議会 委員
- ・オリンピック・パラリンピック 招致特別委員会 副委員長

現職

- ・厚生委員会 委員
所管：福祉保健局 病院経営本部
- ・東京都自然環境保全審議会 審議員
- ・公益財団法人 東京都公園協会 評議員



あさの克彦 事務所

練馬区春日町4-18-8 第3小野ビル1F-B

TEL. 03-5848-6918

FAX. 03-5848-6919



facebook.com/katsuhiko.asano.1



@katsuhikoasano



毎週月曜 20時~

『居酒屋空間 運送屋チャンネル』出演中!

居酒屋空間 ニコ生

検索

あさの克彦ホームページ http://asano-k.net

あさの克彦

検索

平成27年 第二回定例会

あさの克彦 一般質問



Q. 本会議を含む都での会議は、原則公開を旨としており、インターネットでも、会議の情報を得られるようになっていますが、どのような事柄に対して会議が開かれているのか、傍聴が可能なのか、可能であるならいつなのかを調べることは容易ではありません。

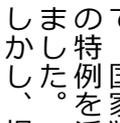
A. 都は、事前に開催日程を公表することで、当日の会議運営に混乱や支障が生じるおそれがある場合があり、また、緊急に開催される会議など、事前の周知が困難な場合も想定されるとした上で、

審議会・会議の公開について

Q. 現在、審議会や協議会など原則として公開するものとされていますが、その公開のレベルがわかりづらく、また、傍聴が可能だけでなく、録音、録画、SNSによる発信などを禁止している場合も多いように思われます。

A. 都は、審議過程においては、保護すべき情報が議論の俎上になる場面も想定され、具体的な公開方法については、個別の判断が必要とした上で、今後とも、情報公開の要請と個人情報保護などの両立を図りつつ、開かれた都政の実現を推進すると答弁しました。

都議会本会議など 会議情報の周知について



Q. 外国人医師の診療について、医師免許の二国間協定制度というものが、現在、アメリカ、イギリス、フランス、シンガポールと提携されています。

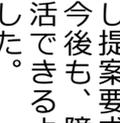
A. 都は、防犯ボランティアの補償については、活動内容等が異なるため、区市町村がそれぞれの実情を踏まえて判断し、対応すべきと考えているとした上で、今後も、地域の自主的な防犯活動等が活発に推進されるよう、情報提供など引き続き支援を行うっていく、と答弁しました。

防犯ボランティアに対する 補償について

Q. PTAや地域住民の自発的な登下校の見守りなどの取り組みでは、ボランティアとして登録をすることで、万が一のときには補償の対象となるようですが、区市町村ごとに独自の補償の仕組みがあり、練馬区では、大泉第一小学校の事件以降、保険内容が変更されました。

A. 都として、区市町村の取り組みを確認し、ガイドラインや協議を通じて補償の取り組みを促していくべき、と訴えました。

外国人医師による 都内での診療行為について



Q. 障害のある方々の自立した生活に必要な施策について、障害の程度による明確な線引きは難しく、家庭環境などを考慮に入れるとケース・バイ・ケースといわざるを得ません。

A. 都は、障害者総合支援法に基づき区市町村への支援を行っており、国に対しては障害者の生活実態に即した効果的な支援を行う様、繰り返し提案要求をしているとした上で、今後も、障害者が地域で自立して生活できるよう取り組む、と答弁しました。

障害を持つ方々への 自立支援について

Q. 障害のある方々の自立した生活に必要な施策について、障害の程度による明確な線引きは難しく、家庭環境などを考慮に入れるとケース・バイ・ケースといわざるを得ません。

A. 都は、二国間協定に基づく受け入れ人数枠の拡大や、自国民に限らず外国人一般に対する診療を認める特例の適用を提案し、区域計画に盛り込むことが了承され、年内には四つの病院で外国人医師による診療が可能となる予定であり、また、二国間協定の対象の拡大について、既に国に対して要望を行っており、今後も、外国人の医療環境の充実に取り組む、と答弁しました。

みで、日本を訪れる国別外国人数の上位と一致する訳でもありません。